

◆参議院調査室作成資料

[http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou\\_chousa/zikou10.html](http://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rippou_chousa/zikou10.html)

[平成 27 年発行分]

建築物の段階的な省エネ基準適合義務化始まる

— 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の成立 —

368 号 [平成 27 年 9 月 4 日] 掲載 (PDF file 643KB)

※上記には「住宅」に関する課題が提示されていますので、以下参考資料として抜粋します。

建築物の段階的な省エネ基準適合義務化始まる  
— 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の成立 —

国土交通委員会調査室 中村 いずみ

(1) ~ (6) 略

(7) 住宅の省エネ基準適合義務化に向けた課題

第一次答申では、「住宅に関し義務化を検討する際には建築主の中に持家を建築する一般消費者が含まれること、基準への適合率や中小工務店・大工における対応状況、審査側の対応可能性、断熱化の意義などを総合的に勘案し、義務化する手法、基準の内容・水準を検討する必要がある。」とされており、単に本法律のような規制手法で対象を拡大するだけでは対処できない諸々の課題がある。

その義務化に向けては、住宅における省エネルギーの意義について広く国民の理解を得ていくことが求められる。住宅における今後のエネルギー消費量の見通しとしては、今後世帯数が減少することから、現状のままでも 2030 年にはエネルギー消費量が 2012 年と比較して 13% 程度減少する見込みである<sup>22</sup>。このため、本法律の主目的であるエネルギー需給構造改善の観点からは、大規模非住宅建築物に比べて規制の必要性は低くなるとの見方もできる。光熱費削減効果に加え、住宅の断熱化による冷え等の改善による健康維持・増進効果など、副次的効果を含めた国民へのメリットを分かりやすく示していく必要があろう。住宅の断熱化を進めることが、住宅内の温度差に起因するヒートショック現象<sup>23</sup>の防止、冬期の生活の活発化による介護予防等に資することについては多くの質疑者から指摘がなされたところであり、平成 26 年度から国土交通省のスマートウェルネス住宅等推進事業の中で行われている断熱改修等による健康効果の検証の成果も期待される。

また、住宅の省エネ基準適合義務化による新築時等の負担増を国民に求める場合には、省エネルギー対策の実施に伴う住宅の高性能・高付加価値化が、将来、中古で販売、賃貸する際にも適正に評価され、資産価値が長く維持されるような市場環境を整えることで、国民の負担感が和らぎ、理解の促進に資すると考えられる。良質な住宅が長く使われれば、スクラップ・アンド・ビルドによる二酸化炭素の排出も抑制することができる。こうした観点からも、既存住宅流通市場の整備に向けた一層の取組が求められる。

さらに、光熱費削減のメリットが所有者ではなく入居者に帰属することとなる賃貸住宅については、所有者側に省エネルギー化を図る動機付けが弱く、対策が立ち遅れていることから、その推進方策を検討することが求められる。

<sup>22</sup> 第 189 回国会参議院国土交通委員会会議録第 17 号 7 頁 (平 27.6.30)

<sup>23</sup> 温度の急激な変化で血圧が上下に大きく変動する等によって起こる健康被害。失神したり、心筋梗塞や不整脈、脳梗塞を起こすことがあり、特に冬場に多く見られる。また、高齢者に多いのが特徴。入浴時に多く発生し、2011 年の 1 年間で約 17,000 人がヒートショックに関連して入浴中に急死したものと推計されている。地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター「冬場の住居内の温度管理と健康について」(平 25.12.2)